

学事第790-1号
令和3年9月10日

各私立専修学校・各種学校設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

緊急事態宣言の期間延長に伴う私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることにお礼申し上げます。

国は9月9日に、本県の緊急事態宣言の期間を9月30日まで延長することを決定しました。

これを踏まえ、県教育局では「緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応」（別添1）を決定しました。

各私立専修学校及び各私立各種学校におかれましては、上記を踏まえ、令和3年8月25日付け学事第686-1号「緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の私立学校の対応について（通知）」により、引き続き徹底した感染拡大防止の対応をお願いします。

感染対策として特に御留意いただきたい点を別紙のとおりお示ししますので参考にしてください。

また、自治体や職域で行うワクチン接種を希望する外国人留学生等が円滑に接種できるよう適切な助言をお願いします。

記

【参考】別添通知

○私立専修学校及・私立各種学校設置者宛て通知

令和3年8月25日付け学事第686-1号

「緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の私立学校の対応について（通知）」

令和3年8月30日付け学事第706号

「私立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）」

○県立学校長宛て通知

令和3年9月10日付け教高指第1358号

「緊急事態宣言の期間延長に伴う県立学校の対応について（通知）」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年9月10日付け教義指第706号

「緊急事態宣言の期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」

総務部学事課
専修各種学校担当
電話 048-830-2562